

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年3月7日(月)15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所2号館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第5号	農地移動適正化あっせんの打切りについて
議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
議案第7号	令和4年度農作業標準賃金及び水稻機械作業による標準賃金の設定について

報告事項	第1号	農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項	第2号	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項	第4号	農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和4年第3回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 原委員、2番 山田委員 をお願いします。

なお、第4条、5条申請及び非農地証明願に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から6について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 小原 弁天前9番1他、登記地目、現況地目、共に畑で416㎡の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、横浜市にお住いの69歳の方、譲受人は市内小原にお住いの72歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は弟さんの農地を譲受け、自作地と併せて野菜を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 宮城 明堂前507番1、登記地目、現況地目、共に畑で522㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内長須賀にお住まいの77歳の方、譲受人は市内宮城にお住いの69歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で障害もあり耕作できないため、譲り

渡します。

譲受人は自宅に近く利便性のよいこの農地を取得して、野菜を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 坂井 田代台 296 番 1、他 2 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 4098 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住まいの 82 歳の方です。譲受は市内坂井にお住いの 54 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、花卉を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号4 所在地は 山本 沢ノ町 243 番 1、他 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 3700 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内山本にお住いの 70 歳の方、譲受人は市内長須賀の法人です。

事由としては、譲渡人は農業をしておらず耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号5 所在地は 安東 高田 709 番 3、登記地目、現況地目、共に田で 1582 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内菌にお住いの 100 歳の方、譲受人は市内安東にお住いの 57 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して飼料作物の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号6 所在地は 竹原 若櫻 2982 番、登記地目、現況地目、共に田で 1305 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内竹原にお住いの 65 歳と 59 歳の方の共有、譲受人は市内竹原にお住いの 68 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農地の管理ができないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を取得して水稻の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結

果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 船形 集 233 番 1、登記地目、田、現況地目共に畑で、合計面積は 983 m<sup>2</sup>です。

申請人は鴨川市にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、駅前の立地条件を生かし、貸駐車場 16 台及び中古車の保管場所 4 台分として貸し付けたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、許可後直ちに工事着手し、令和4年4月30日に完成予定になってはいますので、該当しないと考えられます。

議 長	<p>説明が終わりました。  整理番号1については、貸駐車場16台及び中古車の保管場所4台分建設するための申請になります。  3番委員、ご意見等ございますか。</p>
3番委員	<p>現地確認しましたが、別に問題無いと思います。</p>
議 長	<p>そのほかの委員で、質問、意見等ございますか。  該当地区の推進委員、意見等ございますか。</p>
担当推進委員	<p>現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。</p>
議 長	<p>その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。    質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。  事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。  (挙手全員)    許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。    つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。    資料の3ページ、整理番号1から3について審議します。    事務局より説明をお願いします。</p>
主任主事	<p>資料の3ページ、整理番号1と2は同一の事業ですので、一括して説明します。  所在地は 那古 十六枚 175番、他1筆、登記地目、田、現況地目、畑が505㎡、登記地目、現況地目、共に畑が413㎡、合計918㎡の所有権移転の案件です。  申請人は市内正木の法人です。  転用の事由及び施設は、静かで生活環境が良い、申請地に貸家4棟300.76㎡を建て、収入の安定を図りたいとのこと。  農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。    農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年</p>

4月1日から工事着手し、令和4年10月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は八幡小松原791番、792番、793番、794番合併、登記地目、現況地目、共に畑で1143㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉の法人です。

転用の事由及び施設は、商業施設、公益施設が生活圏内にある申請地で宅地分譲6区画を行い、収入の安定を図りたいとのことでした。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和4年7月1日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、宅地分譲の場合、過去に宅地分譲等の十分な実績がない場合は、許可しないこととなっていますが、本法人は令和3年に2件4区画の宅地分譲の実績があります。

また、全ての案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1と2については、貸家住宅を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1から3についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

資料の4 ページ、整理番号1 について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の4 ページ、整理番号1、所在地は沼坊ヶ下719番3、登記地目は畑、現況地目は宅地で39㎡について隣接地(沼718番4)の方が宅地の一部として平成13年から使用しているが、農振農用地区域内のため非農地証明により、登記地目を宅地へ変更したいとのことです。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、畑を宅地に地目変更するための願出になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「非農地と認める」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

承認する者全員と認め、決定いたします。

つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「農地移動適正あっせんの打切りについて」を議題とします。

資料の 5 ページ、番号 1 について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 5 ページ、番号 1 所在地は 上野原 天神 441 番、登記地目、現況地目、共に田で 1990 m<sup>2</sup>について、令和 3 年 1 月 7 日の農業委員会総会において、あっせん委員を指名し、集会等において希望者を探しましたが、あっせん委員から「あっせんてんまつ書」が提出され、希望者は見つからなかったとのことでした。あっせん期間は 1 年間となっており 1 年が経過しましたので、打ち切りとしたいと思います。この後、打ち切り通知を発送したいと思います。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「打ち切り」としてよろしいか、承認を求めます。

(挙手全員)

「打ち切りとする者全員と認め、「打ち切り」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 6 議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の 6 ページから 13 ページ、整理番号 1 から 47 について審議します。

そのうち、はじめに整理番号 3 及び 29 の案件について審議します。

この案件は、農業委員に関係する案件です。農業委員会法第 31 条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで 6 番委員には退席をお願いします。

6 番委員退席により、暫時休憩とします。

(農業委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

資料の 6 ページ、整理番号 3 及び資料の 11 ページ、整理番号 29 の案件について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは、私の方から説明いたします。資料の6ページをご覧ください。

整理番号3 所在地は、高井 宿内 495 番 2 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 2,049 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10 a 当たり 4,880 円です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も高井の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

次に資料の 11 ページをご覧ください。

整理番号 29 所在地は、高井 須郷 1655 番 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 3,297 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10 a 当たり 4,550 円です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も高井の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

以上 2 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

農業委員の入室により、暫時休憩とします。

(農業委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、整理番号 21 及び 22 の案件について審議します。  
この案件も、農業委員に関係する案件です。農業委員会法第 31 条

の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで4番委員には退席をお願いします。

4番委員退席により、暫時休憩とします。

(農業委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

資料の9ページ、整理番号21及び22の案件について審議します。

主 査

整理番号21 所在地は、江田 上砂押 625番1外2筆 地目は田で、合計面積5,974㎡、賃貸借権の設定で、賃料は59,740円、10a当たり10,000円です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の法人です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号22 所在地は、江田 南条目 663番 地目は田で、面積3,030㎡、賃貸借権の設定で、賃料は30,300円、10a当たり10,000円です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の法人です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、再設定です。

以上2案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

農業委員の入室により、暫時休憩とします。

(農業委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

主 査

残りの案件について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

資料の6ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、水玉 下ノ原 399 番 外1筆 地目は田で、合計面積4,131 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米120 kg、10 a 当たり29 kgです。貸付者は菌にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、国分 五反田 517 番 外1筆 地目は田で、合計面積5,916 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米180 kg、10 a 当たり30 kgです。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、広瀬 上中川 1422 番 1 外3筆 地目は田で、合計面積2,970 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は米1等米90 kg、10 a 当たり30 kgです。貸付者は安房郡鋸南町にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、山本 沢ノ町 268 番1 外2筆 地目は田で、合計面積2,670 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米180 kg、10 a 当たり67 kgです。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、水岡 中田 1291 番 地目は田で、面積2,910 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90 kg、10 a 当たり31 kgです。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者は安東の方です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、竹原 若桜 2969 番1 外4筆 地目は田で、合計面積5,505 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米165 kg、10a 当たり30 kgです。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の農事組合法人です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、竹原 若桜 2964 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 7,623 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米 229 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の農事組合法人です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、竹原 若桜 2974 番 外 6 筆 地目は田で、合計面積 10,881 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米 326 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の農事組合法人です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、正木 西郷 409 番 地目は田で、面積 2,933 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、正木 大芝 906 番 地目は田で、面積 708 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は千葉市稲毛区にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、正木 大芝 904 番 地目は田で、面積 637 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、正木 大芝 905 番 地目は田で、面積 300 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで 1 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、菌 平池 957 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,972 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 119 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 6 年間で、再設定です。

整理番号 15 所在地は、湊 作ノ田 558 番 地目は田で、面積 829 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米 60 kg、10 a 当たり 72 kg です。貸付者は湊にお住まいの方、借受者も湊の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定

です。

整理番号 16 所在地は、正木 田ノ谷 4706 番 地目は田で、面積 2,628 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10 a 当たり 23 kg です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者も小原の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 6 年間で、再設定です。

整理番号 17 所在地は、竹原 下田辺 3014 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,523 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10 a 当たり 5,432 円です。貸付者は埼玉県吉川市にお住まいの方、借受者は竹原の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 18 所在地は、古茂口 舟面 1440 番 地目は田で、面積 1,680 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10 a 当たり 8,929 円です。貸付者は横浜市泉区にお住まいの方、借受者は古茂口の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 19 所在地は、畑 半山 763 番 地目は田で、面積 383 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10 a 当たり 39,164 円です。貸付者は畑にお住まいの方、借受者も畑の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 20 所在地は、畑 立石 21 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 1,596 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 47,880 円、10 a 当たり 30,000 円です。貸付者は畑にお住まいの方、借受者も畑の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 23 所在地は、佐野 芝下 607 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積は 5,144 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で、上 2 筆は再設定、下 3 筆は新規設定です。

整理番号 24 所在地は、佐野 苗代場 190 番 地目は田で、面積 2,079 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 25 所在地は、安布里 青木田 184 番 1 地目は田で、面

積 700 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は大網にお住まいの方、借受者は安布里の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 26 所在地は、腰越 東 889 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,549 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 150 kg、10 a 当たり 59 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 27 所在地は、腰越 東 888 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,888 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 240 kg、10 a 当たり 62 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 28 所在地は、高井 飯喰場 1696 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 12,125 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 728 kg、10 a 当たり 60 kg です。貸付者は茂原市にお住まいの方と南房総市富浦町にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 30 所在地は、正木 新作 930 番 地目は田で、面積 900 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 4,500 円、10 a 当たり 5,000 円です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間で、再設定です。

整理番号 31 所在地は、正木 新作 929 番 地目は田で、面積 2,085 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 10,425 円、10 a 当たり 5,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間で、再設定です。

整理番号 32 所在地は、水玉 水玉台 382 番 地目は田で、面積 2,130 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 33 所在地は、川名 頼朝免 773 番 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 7,785 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 38,925 円、10 a 当た

り 5,000 円です。貸付者は川名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 34 所在地は、正木 西郷 310 番 地目は田で、面積 2,771 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 13,855 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 35 所在地は、正木 西郷 292 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,830 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10a 当たり 33 kg です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 36 所在地は、東長田 西遠田 1214 番 地目は田で、面積 3,464 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 20,784 円、10a 当たり 6,000 円です。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 37 所在地は、正木 新作 913 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,465 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 20,641 円、10a 当たり 4,623 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 38 所在地は、正木 市合免 427 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,262 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 22,234 円、10a 当たり 4,225 円です。貸付者は正木にお住まいの方です。借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 39 所在地は、正木 新作 934 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,620 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 108.6 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は東京都板橋区にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 40 所在地は、正木 大芝 893 番 地目は田で、面積 3,000 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 5,000 円です。

貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 41 所在地は、正木 市合免 428 番 地目は田で、面積 599 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 2,995 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 42 所在地は、正木 市合免 429 番 地目は田で、面積 1,165 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 5,825 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 43 所在地は、正木 大芝 878 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,424 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 27,120 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 44 所在地は、稲 沼田 769 番 地目は田で、面積 1,887 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は神奈川県横浜市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 45 所在地は、正木 新作 911 番 地目は田で、面積 391 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1,564 円、10a 当たり 4,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 46 所在地は、正木 新作 910 番 地目は田で、面積 146 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 4.2 kg、10a 当たり 29 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 47 所在地は、湊 作ノ田 527 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,101 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 20,505 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は湊にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千

千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間で、新規設定です。

以上43案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第7議案第7号「令和4年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について」を議題とします。

資料の14-1から14-2ページについて、事務局より説明をお願いします。

主幹

議案第7号 資料の14-2別紙をご覧ください。

まず、令和4年度「農作業標準賃金」についてです。

今年度の農作業標準賃金は、水田作業が7,800円、畑作業が7,400円、果樹収穫作業が7,800円です。

新年度の農作業賃金の設定については、まず、千葉県の最低賃金を考慮する必要があります。昨年10月に、最低時間額が925円から953円に改定されましたので、1日8時間の最低賃金を、7,624円以上とする必要があります。

次に、県農業会議の令和4年度安房地区の設定は、水田作業が7,800円で据え置き、畑作業が7,800円、果樹収穫作業が7,700円となっています。

近隣市の状況としては、南房総市の今年度の設定が、水田作業7,800円、畑作業7,500円、果樹収穫作業7,500円～8,100円です。

令和4年度の農作業標準賃金については、館山市同様、3月総会で決定することです。なお、鴨川市は、農作業標準賃金の設定をし

ていません。

以上のことを勘案し、館山市の令和4年度「農作業標準賃金」につきましては、千葉県最低賃金を考慮した上で、県農業会議の令和4年度安房地区の設定賃金に準じ、水田作業が7,800円、畑作業が7,800円、果樹収穫作業が7,700円として提案いたします。

次に、水田機械作業による税別の標準料金についてですが、議案第7号参考資料をご覧ください。

今年度は、耕起から代掻きまでトラクターで作業した場合、ほ場整備田で17,000円、従来の水田で24,000円でしたが、市内組合の場合は、区分はなく同一料金としていますので、同様の設定としました。

畦塗はメーター90円から100円に、田植えが7,200円、バインダーによる刈取が8,100円、ハーベスタによる脱穀が8,100円は今年度と同額で据え置き。コンバインによる刈取脱穀が17,000円でしたが他の状況から18,000円に、育苗は850円で据え置きとなっています。

なお、館山市水田作受託組合の令和4年度作業料金は、すべての料金が据え置かれています。

次に、県農業会議が設定した県内一律の標準料金は、今年度に比較し値上がりした作業料金もありますが、機械本体の上昇及び燃料価格の値上がりによるものです。

近隣市の状況ですが、南房総市が、3月総会で決定する予定と伺っております。

以上のことから、県農業会議、館山市水田作受託組合の令和4年度作業料金を勘案し、館山市の令和4年度の標準料金は、別紙のとおり、事務局（案）として提案いたします。

ご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

決定とする者全員と認め、令和4年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の15から16ページ、整理番号1から8について、事務局より説明をお願いします。

## 主 査

まず、農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受け、受け手と貸借権の設定を行った農地について、貸借契約を解除したものです。そのため、当該農地については、2年間は千葉県園芸協会が維持管理をしていくこととなります。その間に、新たな耕作者を探しますが、見つからない場合には、所有者に返還となります。

それでは15ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、稲 奥野 1090 番 1 外 4 筆 地目は田で、合計面積 7,923 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、法人ではなく、個人での借受に変更するためとのことです。

整理番号2 所在地は、正木 白沼 1060 番 地目は田で、面積 2,232 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、土手があり、作業等が非効率になってしまうためとのことです。

整理番号3 所在地は、正木 三貫目 1420 番 地目は田で、面積 1,366 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、農地に1か所くぼみがあり、耕作しづらいためとのことです。

整理番号4 所在地は、正木 三貫目 1436 番 地目は田で、面積 2,195 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、水が溜まりにくく、水稻の作付に適していないためとのことです。

整理番号5 所在地は、那古 塩田 1765 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,361 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、那古は湿気気味で耕作しづらいため、正木は土手があり、作業等が非効率になってしまうためとのことです。

整理番号6 所在地は、正木 新作 914 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,515 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、正木 914 は井戸の陥没や農地に穴が複数個所あり、耕作しづらいため。正木 1473 は湿気気味で耕作しづらいためとのことです。

整理番号7 所在地は、正木 道免 840 番 地目は田で、面積 1,346

m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、土手があり、作業等が非効率になってしまうためとのことです。

整理番号8 所在地は、高井 上畑作 1769 番 外1筆 地目は田で、合計面積 815 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、土壌が耕作する作物に適していなかったためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の17ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主 査

では、引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和3年12月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

それでは17ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、大網 増野谷 453 番 地目は田で、面積 1,918 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が山本にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 0.96 俵、10 a 当たり 30 kg です。借受者は上野原の方です。期間は、認可公告日の令和4年1月26日から令和8年12月31日までの約4年11ヵ月です。

整理番号2 所在地は、大網 増野谷 454 番 地目は田で、面積 1,059 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が山本にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 0.53 俵、10 a 当たり 30 kg です。借受者は上野原の方です。期間は、認可公告日の令和4年1月26日から令和8年12月31日までの約4年11ヵ月です。

整理番号3 所在地は、山本 登鎧 532 番 2 外4筆 地目は田で、合計面積 4,071 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 20,000 円、10 a 当たり 4,913 円です。借受者も北条の方です。期間は、認可公告日の令和4年1月26日から令和8年12月31日までの約4年11ヵ月です。

整理番号4 所在地は、水玉 東門 354 番 1 地目は田で、面積 1,073

m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 0.54 俵、10 a 当たり 30 kg です。借受者は竹原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 26 日から令和 13 年 12 月 31 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

整理番号 5 所在地は、水玉 東門 338 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,369 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が水玉にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 2.18 俵、10 a 当たり 30 kg です。借受者は竹原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 26 日から令和 13 年 12 月 31 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 18 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは、18 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は、坂井 田代台 296 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 3,560 m<sup>2</sup>につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、お互いで売買するためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 4 号、「農地適正化あっせんの申出について」を議題とします。

資料の 19 ページ、整理番号 1 について事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 山本 引田 57 番、登記地目、現況地目は共に田で、面積は 2948 m<sup>2</sup>です。

申出者は市内川名にお住まいの方です。

申出理由は、自作している他の田から遠く、効率が悪いので手放したいとのことです。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員

を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号1について、館野地区ですので井上英雄推進委員と渡邊実千夫推進委員にお願いします。

なにか、不明な点はありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

以上で、第3回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 柳田 保

館山市農業委員会委員 原 晴美

館山市農業委員会委員 山 田 滋